

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業に係る一定の水域及び区域（平成18年岩手県告示第423号）の一部を次のように改正する。

平成25年8月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
1 わかめをとる漁業		1 わかめをとる漁業	
加入区の名称	水域及び区域	加入区の名称	水域及び区域
[略]		[略]	
<u>羅賀加入区</u>	(水域) 一共第102号漁業権の漁場の区域 (区域) 下閉伊郡田野畑村和野、羅賀、明戸、机及び北山の区域	<u>田野畑村加入区</u>	一共第102号漁業権の漁場の区域
<u>島越加入区</u>	(水域) 一共第102号漁業権の漁場の区域 (区域) 下閉伊郡田野畑村島越、切牛、浜岩泉、大芦、真木沢及び松前沢の区域		
[略]		[略]	
2 こんぶをとる漁業		2 こんぶをとる漁業	
加入区の名称	水域及び区域	加入区の名称	水域及び区域
[略]		[略]	
<u>羅賀加入区</u>	(水域) 一共第102号漁業権の漁場の区域 (区域) 下閉伊郡田野畑村和野、羅賀、明戸、机及び北山の区域	<u>田野畑村加入区</u>	一共第102号漁業権の漁場の区域
<u>島越加入区</u>	(水域) 一共第102号漁業権の漁場の区域 (区域) 下閉伊郡田野畑村島越、切牛、浜岩泉、大芦、真木沢及び松前沢の区域		
[略]		[略]	
3 あわびをとる漁業		3 あわびをとる漁業	
加入区の名称	水域及び区域	加入区の名称	水域及び区域
[略]		[略]	
<u>羅賀加入区</u>	(水域) 一共第102号漁業権の漁場の区域 (区域) 下閉伊郡田野畑村和野、羅賀、明戸、机及び北山の区域	<u>田野畑村加入区</u>	一共第102号漁業権の漁場の区域
<u>島越加入区</u>	(水域) 一共第102号漁業権の漁場の区域		

	<p>域 <u>(区域) 下閉伊郡田野畑村島越、切牛</u> <u>、浜岩泉、大芦、真木沢及び松前</u> <u>沢の区域</u></p>		
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			